

ストップ・リニア！訴訟原告適格中間判決

リニア工事・供用時の影響が不明確では原告適格を判断するのはムリである。不当判決なら高裁に上訴！

期日：12月1日(火)

時間：午前11時

(開廷時間)

集合：午前10時

(東京地方裁判所前)



昨年12月の第17回口頭弁論で、古田孝夫裁判長が再度『来年3月に原告適格の中間判決を出す』と表明しました。原告側の求釈明に応じず、鉄道施設の設計や工事車両の走行ルートが不明であり、また「リニアは国家的事業」と国もJR東海も宣伝しているわけですから、原告数を限定すること自体に無理があります。コロナ感染拡大で裁判が中止になりようやく期日が12月1日に決まったものです。4月には裁判長が市原義孝氏に交代しましたが、前裁判長の判決を読み上げるものとみられます。工事が大幅に遅れ2027年のリニア開業が不可能になり、またコロナ禍で鉄道業界を取り巻く状況が厳しくなっている状況で巨費を投じるリニア建設を行うのは無謀です。私たちはリニア工事を中止させるためにも、不当判決が出された場合、原告団は控訴する方針です。

<12月1日の行動予定>

- 10:00 東京地裁前集合
地裁前集会
 - 10:30 傍聴券抽選
 - 11:00 開廷(103号法廷)
 - 12:45 院内報告集会
 - ①中間判決について
 - ②静岡リニア工事差止訴訟の報告など
- 場所は、衆議院第一議員会館地下1階
大会議室
(12:00~1階ロビーで入館証配布)



ストップ・リニア！訴訟原告団事務局：問合せ 080-6545-8784 橋本